

令和2年度第2回東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会 議事録

- 日 時 令和2年10月15日(木) 午後6時00分から午後7時30分まで
- 出席者
- (委員) 浅野 敬子 武蔵野大学人間科学部 助教
- 飛鳥井 望 公益社団法人被害者支援都民センター 理事長
- 大塚 淳子 帝京平成大学現代ライフ学部 教授
- ◎椎橋 隆幸 中央大学 名誉教授
- 辻内 衣子 元全国犯罪被害者の会(あすの会) 幹事
- 宮川 倫子 東京三弁護士会犯罪被害者支援に関する協議会 委員
- (オブザーバー) 荒井 英樹 警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室長
- (事務局) 大久保総務局理事(人権担当)、堀越人権部長、乗木被害者支援連携担当課長、境統括課長代理、古川課長代理、中谷主事

【議事内容】

(椎橋座長)

定刻になりましたので、ただいまから会議を開催したいと思います。

本日は、お忙しい中、また夜の遅い時間にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は、「令和2年度第2回東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」ということでございます。

それでは始めますが、会議の開催に先立ちまして、議事進行の取扱いと配付資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局よりご説明いたします。

本会議は第1回と同様、被害者等の具体的な個人情報を取り扱う可能性があることから、会議を非公開とし、議事録については、全文にそれぞれの発言者の氏名を入れ、東京都のホームページで公開する予定でございます。会議資料についても公開予定でございます。

議事録につきましては、事務局で案を作成し、発言者の皆様にご確認させていただきますので、お忙しいとは存じますが、ご協力よろしく願いいたします。

なお、前回に引き続き、警視庁犯罪被害者支援室の荒井英樹室長にオブザーバーでご参加いただいております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

会議中は恐れ入りますが、マスクをご着用いただければと思います。また、会議室内は閉じてお

りますけれども、随時空気の入れ換えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

マイクについては、発言者が替わるたびに事務局にてマイクを消毒の上、次の発言者の方にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お手数をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、本日の資料について確認させていただきます。

本日の資料は、資料1「第4期東京都犯罪被害者等支援計画素案（案）のポイント」、資料2「第1回検討委員会における主なご意見と第4期支援計画における整理」、資料3「第4期東京都犯罪被害者等支援計画素案（案）」、以上の3点です。お手元にございますでしょうか。ご確認いただければと思います。

（椎橋座長）

それでは、議事を進行してまいります。

本日の議題は、お手元の次第にありますように、「第4期東京都犯罪被害者等支援計画素案（案）について」でございます。初めに、事務局より配付資料の説明を一括してお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局）

資料1、資料2、資料3により説明

（椎橋座長）

ありがとうございました。ただいま事務局から説明をいただきました。これからは委員の皆様方から、ご質問や確認事項をいただき、また、意見交換を行うといった時間にしたいと思います。

本日の議論の結果を基にしまして、都民に公表するための素案として取りまとめ、そして、11月上旬から実施を予定しておりますパブリックコメント、これを行っていくことを予定しております。本日は、そういう意味で、東京都の犯罪被害者等支援計画の内容が公表される前の重要な意見交換の場となりますので、委員の皆様方の忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

なお、進め方でありませけれども、円滑な進行のために、ご発言は順番にお願いしたいと思います。大変恐縮ですが、私から順番を決めさせていただきたいと思います。並んだ順番に、飛鳥井委員、大塚委員、宮川委員、浅野委員、そして辻内委員と、そういう形でお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、飛鳥井委員からお願いいたします。

（飛鳥井委員）

事務局でまとめていただいて、ありがとうございました。いろいろな委員の方が出していただいた意見をほぼ反映していただいたのではないかと思います。特に、警視庁で今ご検討いただい

る大規模な事案についての対策ですとか、それから、私も話した、特に学校との連携ですね、これも1つの課題だと思うのですが、それについても事務局でいろいろ教育委員会等と交渉していただいて、引き続きご検討いただいているというところで、いろいろ前進したところがいくつか見られたかと思います。都民センターでも転居費用ですとか見舞金のことをお手伝いさせていただくことになりましたので、引き続きそういったことが充実していければと思います。

それから、一番初めの具体的な施策の中で、特に区市町村、基礎自治体との連携ですね。これは確かにご意見の中では、いくつか先進的な基礎自治体はありますけれども、まだまだ行き渡っていないので、引き続きマニュアルの整備ですとか、それから、実際の人材育成のために啓発教育を行うといったようなことも取り組んでいかなければいけないと思うのですが、それも、この計画の中できちんと記載していただきましたので、今後また、実現に向けて関係機関でいろいろ努力を重ねていくことができるかと思います。ありがとうございました。

(椎橋座長)

ありがとうございました。続きまして、大塚委員、お願いいたします。

(大塚委員)

ありがとうございます。事務局で本当に整理いただいて、よくまとまっていると思います。

数点、意見を述べさせていただきます。

見せ方として、具体的な施策についてそれぞれ表が挿入され、所管局等が右側に記載されていますけれども、施策ごとのため、所管局がバラバラになります。可能であれば、所管局ごとのインデックスみたいなものが1枚クロスシートみたいな形で入ると、都民の方は見やすいのではないかと考えました。ご検討いただけるとありがたいというのが1点目です。

2点目に、私はやはり人材育成のところが、とても大きな課題なのだろうと拝見しました。これが第4期で充実、強化していくことを願うばかりです。その関係で、事務局からご説明いただいたように、今回は連携強化ということが非常に強調されるわけです。そうしますと、例えば、区市町村担当者に対する研修、教員の方向けの研修というように、それぞれの対象者ごとの研修ということが計画に入ってくるのですが、その上にもう1つ、実際に連携を進めるためには、それぞれの方たちが一堂に集まって合同研修をするという形がほしい、そういったミックス型の研修が望まれると考えます。

実は今月、私は、他県で3回、区市町村担当者研修に出かけているところなのですが、やはり町や市の担当者から、「今年から人事異動で担当になりました。」とか言われます。終わった後に皆さんが名刺交換するなど、グループワークは今回コロナ禍でできませんが、演習を行う中で人脈を作り、連携の準備運動をして、温まって帰っていられるのです。終わった後、対面研修をやってくさってよかったとすごく思うところですが、合同研修をやるということがとても大事だと思っています。特に、そこに教育系の方々が一緒に参加してくださるとなるといいと思います。検討できるといいな、盛り込めないかなと思ったりします。今からは難しいのかなと思ったりもしつつ、意見と

して発言しました。

最後の1点は、これは、この間、気になっていることなので申し上げておきたいと思うのですが、教育現場の方、それから、福祉や介護の現場で、残念ながら職員による虐待とか、そういったことがやはり多くあり、教員向けの被害者支援の研修と同時に、ハラスメント防止研修みたいなものを一緒にできないかなということも思ったり、別建てがいいのかなと迷ったりします。子供たちが安心して相談できるはずの人がそうではないということはとても悲しいなと思いつつ、どういう形がいいのかなと今悩んでいるところです。ありがとうございました。

(椎橋座長)

ありがとうございました。ただいま、3点ほど重要なご意見があったと思います。

これらをどこまで計画に反映されているかということも含めて、現在、事務局としてどう考えておられるのかを、お答えできるところで結構ですので、お願いできればと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。

3点のご意見を頂きましたが、所管の局ごとの一覧については最終的に入れられるように調整していきたいと思っております。

あと、人材育成についてですが、現在、教員ごと、区市町村ごと、もしくは区市町村と都の合同研修を実施しています。施策にも書かせていただいたのですが、今後、やはり条例の制定もされたことですので、研修の効果的な方法について研修の実施主体である都民センターと一緒にブラッシュアップしていくよう、検討していく予定です。こちらの施策の下での事業の中で、ぜひそのミックスという形式を検討させていただきたいと思っております。

最後に、ハラスメントの関係については、今年度に学校教員を対象にした研修を行っているのですけれども、SARC東京が作成した資料の中に、懲戒された教員の人数とか、教員が加害者となった事例なども入れております。そういうところも意識しながら、人権部でできるところはやっていきたいと考えております。ありがとうございました。

(椎橋座長)

今、3点とも前向きの方角で取り組まれるということで説明がありました。

インデックスというのは、どこに行けば、どういう支援を受けられるか、より分かりやすくするためのものですね。

合同研修について、これは現在全くやっていないわけではなくて、それを広めていくということになるのでしょうか。それを検討していただければということですね。

ハラスメントについては、これは今、いろいろなところで研修を義務づけられていますね。それで、こういうことをしたらハラスメントになるのだということで、確かに、福祉とか介護の現場でハラスメントが起こると、不安ですし、最近では、教員によるハラスメントというのも問題になって

おりますので、これは非常に重要だと思えます。どういう形で検討されていくか、また次の機会にでもご教示いただければと思えます。

続きまして、宮川委員からお願いいたします。

(宮川委員)

宮川より意見を申し上げます。大変なボリュームの計画の素案、素晴らしい内容だと全体通して思いました。あと、弁護士会の法律相談料の助成もありがとうございました。引き続き、お願い申し上げます。

中身についてですが、私としては、ポイントは4点ですけれども、大きく分けて2つのくくりかもしれません。

1点目、細かい話なのかもしれませんが、まず、区市町村との連携ということで、第1に掲げられている区市町村のコーディネーターというお話がありますが、何をコーディネートするのかというのが若干分かりにくいかなと思っています。コーディネートという言葉が、よくよく見ると出てきていないのかもしれませんが。

特に弁護士は刑事裁判、法廷が主たる活動現場なので、犯罪被害者についても裁判を中心に考えています。ですから、被害に遭って、被害を申告して、犯人が起訴されて、裁判にかけられて、判決が下るとというのが刑事裁判の流れですね。もう1点、民事もあるので。私たちがこういった手続をやっていくときに、連携で使うコーディネーターがいたらいいなと思う場合には、警察と都民センターと弁護士とをつなぐ役割をコーディネーターと言っています。なので、行政機関の区市町村において、何課と何課を回るというコーディネーターとは異なっていて、もしかしたら被害者にとって誤解が生じるかもしれません。この連携を第1目標に掲げる場合は、別の言葉がいいのかなと思いました。しかし、総合的な支援というのも、もちろん大事ですので、細かい話なのかなと思ったりもします。

この連携の話がメインではあるのですが、計画素案の2ページ目の「3 支援の基本的な考え方」に「③途切れることのない支援」とあって、「犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることのない支援が提供されること」とありますけれども、これは始期がいつで、終期がいつなのかという定義は要らないのでしょうか。被害者にとっては、被害に遭って、被害申告をする、犯人が捕まる、裁判にかけられる、刑事裁判が終わった、じゃあ民事の損害賠償もある、精神的にも落ち着いていると。そして、いつ生活に戻れるのかと考えると、被害に遭ってから裁判も終わって、民事の賠償も受けて、生活が元どおりになったときが終期なのか、そこまで定義づけは要らないのかもしれないけれども、「途切れることのない」というのはいつからいつまでなのかなと、ふと思いました。その時間軸に沿って、やはり支援内容というのも変わってくるし、連携のやり方も変わってくるので、今期でなくてもいいのかもしれませんが、さらに一步踏み込んだ支援をするのであれば、時間軸との兼ね合いは必要かなと思えます。

大きなくりの2点目の中のもう1個について、私たちは弁護士なので、裁判抜きには被害者支援というのはどうしても考えられないのです。計画素案だと、裁判は裁判所に任せて、弁護士に任

せればいいのかもしいけれども、私たちとしては、刑事の裁判というのは犯人のためにやる裁判です。被害者は参加とかすればいいのですけれども、本人の尊厳回復のための参加、心情・意見陳述のサポートをするなど、弁護士がいればいろいろなことを頼めるので、被害者によってハードルが低くなるための弁護士費用も都がご負担いただけるといいかなという点が、気がついたところ
です。

大卒の施策内容は、もうこれでいいと思いますけれども、具体的に、例えば研修をやるとか、来年度考えることなのかもしれないけれども、特に、私は個人的に性犯罪被害者の依頼者が圧倒的に多いです。こういった方は、そもそも被害申告を行うことへのハードルが非常に高い。となると初動こそ大事で、表に出ている性犯罪被害者の統計というのは全体の数パーセントなのではないかなと、肌感覚でしかないのですけれども。この辺の統計があればいいのですけど。ですから、途切れることのない支援とか、相互の機関の連携等はもちろん大事だとは思っているのですけれども、性犯罪に限っては、やはり一番初めの被害申告のハードルがそもそも高く、なかなか支援に至らないかなという気もするので、少し犯罪の類型で支援を個別化するというのですかね、類型化していくということも、将来的には検討が必要かなと思いました。以上です。

(椎橋座長)

ありがとうございました。4点いただきました。

ご希望とご意見だと思います。まず1点目についてでありますけれども、連携という問題で、これは素案を見た感じでは、都と区市町村との連携というのが主になっているように思える。それだけではなくて、警察と都民センターと弁護士をつなぐ、こういう連携、役割をする人が大事ではないかということでした。これは、より適切な言葉に変えたらいいのではないかということでしょうか。それとも、もっと中身についても区市町村との連携だけではなくて、そのほかのものも大事なので入れたほうがいいのではないかと、ということでしょうか。

(宮川委員)

連携というときに、私どもは裁判を中心に動いていますから、裁判も経て、それ以外に関わる人たちの連携があつてこそ、被害者の尊厳が回復されると思っています。そこをつなぐ人たちが大事で、我々もやっていますし、都民センターももちろん、警視庁も各自やっているのですけれども、それぞれ機関ごとにやっています。これらをつなぐと言うのは簡単ですけれども、実際の連携はすごく大変です。

例えば、お忙しい警察の方とか検察庁の方とかと連携するのに、毎回毎回電話して、面談の日程を調整したりとか、裁判所ともいついつ傍聴しますとか席を予約したりとか、いろいろ大変なので、そういったトータルを連携するコーディネーターというのを、私は、弁護士は恐らく希望していると思いますし、裁判に関わる人たちは希望している部分ではないかなと思いますし。被害者にとっては、トータルの連携がある方がいいのですけれども。

そうは言いつつも、東京都がそれをやるのかという話もあるので、どっちがいいというわけでは

なく、どこを主眼として、東京都はここをやりますと明示していただけるとありがたいなと思います。

(椎橋座長)

これについて、事務局の考えはいかがでしょうか。

(事務局)

素案 19 ページの「総合的な支援体制に向けた整備」のところだと思うのですが、都のコーディネーターとしましては、時間軸でいうと被害後初期・中期・長期の中で、初期から長期にわたって総合的な支援を提供するような要になる存在と考えています。関係機関との連携をして、都の見舞金や転居費用の支援策につながった方たちをさらに別の関係機関につないだり、また、そういう方たちのニーズを踏まえて区市町村につないだり、決して区市町村だけではなく、精神的な支援、関係機関への同行支援など、その方の状況に応じて、必要な支援につないだり、同行支援したりという役割を考えています。

コーディネーターはいろいろな定義で使われているので、検討させていただければと思いますが、総合的な支援の考え方としては、素案に書かせていただいているような説明になるかと思います。

(椎橋座長)

2番目と4番目の問題とも関連しますね。今、それについてのお答えも少しいただいたと思うのですが、被害の早い段階から終わりの方の段階まで、どうやって支援をしていくのか。いろいろな面に、時間軸によって支援の内容が決まってくるのだからということがありますので、まさに被害の内容によって、初期が重要な場合と、それから、回復のためには時間がかかるので、そのためには地元が一番生活に密着した区市町村の支援というものが大事なのだということになってきます。そういう意味では、この素案としては、全てを取り込んでいるということですね。

(事務局)

はい。

(飛鳥井委員)

よろしいでしょうか。

(椎橋座長)

どうぞ、飛鳥井委員。

(飛鳥井委員)

宮川委員のお話を伺って思いついたことで、確かに書きようがほわっとして、もうちょっと

枠付けをした方が動きやすいのではないかというご意見は、確かにそのとおりだと思います。

ただ、都民センターで見ている、プレイヤーといいますか、ここに書いてあったいろいろな関係機関のどこがどう関わるかというのは本当にケース・バイ・ケースで、どこが起点になるかも、最初に相談を受ける人が誰かもバラバラなわけですね。だから、都のコンセプトの中にもありましたが、どこが起点になっても必要なプレイヤーがさっと連携できるようなシステムを作っていくということが一番理想なのだと思います。それぞれのコーディネーターが誰で、どの機関が関わっているということを、枠付けをかつちりしておくといっても、実際はそこに当てはまらないケースというのがたくさんありますので、考え方としては、誰が起点に立っても、必要な関係機関が連携できるといったような考え方でいいかと思うのです。

それから、途切れない支援をどこからどこまでと、これも本当にケース・バイ・ケースです。都民センターの例でいえば、直接被害やトラウマ体験に関係したカウンセリングが大体半年ぐらい、6か月ぐらいの間に目鼻をつけて、それ以上のさらに発展した問題が必要な場合は、どこか医療機関ですとか、相談機関につなげるということを原則としています。しかし、年単位でかかる方もいます。さらに長い方ですと、実際の例としては、中学生のときに深刻な性的被害を受けて、早期から支援をしていて、その人が高校に行き、大学に行き、その間もずっとつながっていて、そこで改めてトラウマの心理療法もして、それで終結したという例もありました。それから、父親を殺害された当時小学生のお子さんが、中学校、高校から大学に入るまでずっと何だかんだつながりがあって、節目節目でいろいろ助言をして、ということもありました。半年あるいは1年以内の枠の中で終わる方もいれば、本当に年単位で細く長く支援する方もいまして、なかなかこれをいつからどこまでという目処が立ちにくいという事情もあるので、ある程度広げたような、間口の広い書き方をしていただいた方が、実際に沿っているかなと思いました。

(大塚委員)

よろしいですか。宮川委員のご提案というか、ご指摘、とっても重要なところだと思います。

2つほどあるのですが、最後におっしゃっていただいた種別ごとの類型化の話は、恐らく今回の素案の中身というよりは、今後、具体的な支援のガイドラインみたいなところで類型化して、そういったガイドラインが作られるといいと思います。今回の支援計画という次元では踏み込むのが難しいかなと考えました。

飛鳥井先生は、ほわっとしていたほうがいいのではないかというお話なのだけれども、私は今、やはりちょっと迷っています。言葉に対して各自がバラバラの解釈をしていると、結局異なる方向に走っていくことになるので、ある程度言葉の説明というのはあっていいと思います。どこかに用語の解説や、今回の計画では、このように用語を使います、捉えていますよ、という記載があったほうがいいかなと考えます。具体的な内容というのが実は難しいところですが、コーディネーターについては、個別の支援のコーディネートなのか、それとも支援体制の整備のためのコーディネートなのかによって全然違うと思うのです。

先ほど事務局からご説明があったのは、両方混じっていると思って伺っていたのです。同行支援

であるとか、そういう話は、区市町村の支援者のサポーター的な、バックアップ的なことであり、コーディネートというよりはバックアップ、サポートなのだなと思いました。また、困難ケースの場合に、区市町村の担当者だけではうまくマネジメント、コーディネートができないときは、本当にそのコーディネートをやるのかなとも思ったのです。もう1つ、研修をいずれやりますというお話がありました。研修もコーディネーターにお願いしますというお話があったので、それはシステムの体制整備のコーディネーターなのだなと思ったのですね。

だから、種々の次元が混在してお考えだとしたら、そもそも1人では大変だなと思います。もっとコーディネーターは多く必要だと思います。「混在していますが、TPOに応じてこれらの業務の総合的なことを担うコーディネーターなのです。」ということ盛り込むとか、「今回は具体的にこの業務を担うコーディネーターとして配置します。」ということなのかは少し整理しておかないと、コーディネーターへの依頼がどんどん違うレベルで入ってきてしまうかなと感じました。

もう1つ、やはり「終局」の問題は、私も飛鳥井委員と一緒に、個別ケースによって事件や事故が終局するのと支援が終局するのはかなり違うと考えます。精神科などでは本当に何十年もお付き合いするということがあります。むしろ、この途切れないという言葉の意味合いも、たらい回しにしない、隙間を作らないという意味合いで私たちは使っているという、私自身はそういう認識です。「途切れない」というのは、ずっと一生ということよりは、たくさん機関が連携することによって隙間を作らないとか、押し付け合わない、たらい回しにしないという意味での「途切れない」ということだと理解しているので、どこかにそういう若干の補足説明があったほうがいいのかと考えました。宮川先生、ありがとうございます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

3人の委員の方のご意見は、趣旨は変わらないと思います。中身について、より分析して深まったというか、それぞれ貴重なご意見だったと思います。それをこの支援計画の中で、どういう言葉で表現するのがいいのかということについて、もちろん素案に対しての多少の修正はあり得ると思うのですが、ガイドラインみたいな形でやるとか、いろいろ方法があり得ると思います。

ただ、恐らく趣旨は、始期と終期のことでいえば、被害を受けたときから元の生活に戻るまでということだと思うのです。元の生活に戻るまでというの、被害に遭う前と全く同じ生活を取り戻すことは実際に難しいとは思いますが、語弊があるかもしれませんが、基本的には、通常の社会生活を送っている状態を回復することは必要だと思います。そして、被害者支援という視点から考えると、被害を受けたときから元の生活に戻るまでという表現にせざるを得ないのかなという気がしております。

例えばコーディネーターというのは適切な言葉なのかどうか、事務局でも考えた上で出されたのだと思うのですがけれども、いろいろと1つ1つの問題について言っていきますとなかなか表現の仕方が難しいと思いますので、3人の委員の方々から頂いたご意見を検討して、どういう言葉が適切か、それをどういう形で言葉遣いを分けるのか、一本化するのか、そのような辺りも、さらにご検

討いただければと思います。

今の3人の委員のご意見を頂いて、さらにご意見ありますか。

(辻内委員)

はい、よろしいですか。

(椎橋座長)

辻内委員、今のこの件についてですか。

(辻内委員)

今のコーディネートの件についてです。

条例の有識者懇談会で、いろいろ他の方の意見もありましたけれども、そもそもコーディネーターを作ってほしいと提案したのは私だったと思います。私が被害者として、かつ、区市町村の中野区の支援員として座ったのだけれども、相談がたいして来ませんというところから始まって、被害者の方は区市町村の支援は必要としていないのかしら、どうしてつながってこないのかしら、というところから問題意識が始まったことなので、非常に区市町村とのつながりというレベルの感覚が強くなってしまったのかなと思いました。宮川先生に今言われて、どこまで考えて、どうしていいのかと、あまりにも今の大家先生の話も私には難し過ぎて、どの役割を持っていったらいいのだろうと思いました。

ただ、私がすごく見ていて思うのは、警視庁の支援もすごいし、都民センターの支援もすごいし、弁護士がいないと動かないよなというように、いろいろなところがすごく素晴らしい支援を持っています。ただ、やはり先生がおっしゃったように、裁判が終わって生活が始まるのではなくて、裁判のときもずっと生活は続いているので、その生活の視点で見ると人が関わって、その視点でどうコーディネートしていけるかというところを担うのが区市町村の役割であり、そのつながりを何とかできないかなということで提案したものです。

始期と終期の考え方も本当に難しい。元の生活に犯罪被害者は戻りません、絶対に。絶対にと言ったら、戻る方もいらっしゃるけれども、被害が遭ったことを前提にその後の生活を紡いでいくので、ここで終わりということはありません。ただ、支援機関として、取りあえずここでという一定の区切りはあって、また何かあったら相談してねという意味で区市町村が携わる期間が長くなることが多いのかなとは思っています。そういったつもりでコーディネーターのことを提案しました。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

ここでのコーディネーターは、ある意味では欲張っているところがあって、恐らく、区市町村との連携において重要な役割を果たしてもらおう、それから、弁護士会、警察、都民センターとのつながり役をやってもらうような役割の両方だと思うのです。恐らく大家委員が言われたサポーターとし

てというのは、あまり大きくはないのではないかなと思うのですが、主に最初の2つの役割があって、それは両方とも必要だから、素案としては、それを入れていきますよということなのだと思うのです。

そのために、ある意味では、曖昧になってしまっているというか、そこを宮川委員は恐れるということですかね。その辺りのところを、できればより明確にしていいただければというのがご意見だったと思うので、事務局としても、その辺りについて考えていただければと思います。

それでは、宮川委員も大枠としてはこれでいいということですので、次に移って、浅野委員からお願いします。

(浅野委員)

私の方から大きく1点申し上げたいと思います。

この素案を拝見しまして、前回の発言等を組み込んでいただいて、すごくまとまったものになっているなと思っております。また、丁寧に意見を汲んでいただいたことに感謝申し上げます。

1点、前回のときにも、ワンストップ支援センターの件なのですが、産婦人科や精神科との連携がとても重要だということで発言させていただきました。前回の委員会の後に、内閣府で「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」というのが出されたかと思いますが、そちらには、病院、産婦人科、精神科との連携は重要で、病院にセンターを設置することや、必ずつながることができる中核的病院との提携について検討する、ということについて記載がされておりました。

今回の素案を拝見しても、27ページの具体的な施策の3つ目に、「産婦人科、精神科を含む中核的な病院との安定した連携・協力関係が重要であることから、他道府県の事例を踏まえながら体制強化に向けた検討を進める」と記載いただいています。前回お伝えし切れなかったところがあると思いますが、やはり拠点病院型がいいのか、中核的な病院が必要なのか、その辺りはまだ答えが出ていないというか、確かにこれから検討が必要なところだと思いますけれども、まず、今の状況についてちょっと委員の先生方にも知っていただきたいと思います。

1点は、今、SARC東京が立ち上がってから、現在の提携病院が協力病院として連携してきていますが当初とは状況が変わってきているようです。

提携病院は、SARC東京ができる前からずっと警察の協力病院等をしながら被害者の方の対応、支援をされてきたのですが、年数の経過とともに、やはりちょっと病院の方向性が変わってきたところがありました。もちろん経営的な問題や、その時々病院の方向性や方針というものもあると思うのですが、やはり地域の病院であり、時間の経過とともに、病院の方向性が変わるということは一般的にやむを得ないことだと思います。

それによって、何が一番問題かというところ、やはり病院の中で研修を受ける機会や支援に関心を持っている医療者がどんどん減ってしまうということになると思います。そうすると、二次被害がやはり起こりやすくなる環境になることが考えられます。提携病院は今も中核的病院となっていると思いますが、SARC東京と提携病院との連携は、当初よりも弱くなっているのではないかと思います。

現在、被害者のうち提携病院にかかる方と、それ以外の病院にかかる方がどれくらいかということ、SARC東京に伺ったところ、五分五分ぐらいということです。

素案では検討を進めるということで記載がありますので、それを進めていければとは思いますが、この計画の5年間で検討しましたというよりは、もう一歩でも進められるといいのかなと思っているところがあります。やはり民間病院の善意というか、そういうものに頼っている、なかなか中長期的な安定した支援体制を築くというのは難しいのではないかなと感じております。以上です。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

この素案にあるように、産婦人科、精神科を含む中核的な病院との安定した連携・協力関係が重要であるという点についてはご異議がないと思うのですが、その実態が、少し崩れかかっているのではないかと、その対策をより一層進めてほしいということだと思います。正確かどうか分かりませんが、私なりにまとめると、そういうことになると思うのですが、その点について事務局からご意見はございませんか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

確かに2年くらい前までは、医療費助成の実績を見ても、提携病院の割合が半数以上で、あとは別の病院という状況で、ほとんどが提携病院に来てもらっていたという感じなのですが、ここ数年は、協力医療機関が60か所くらいありますので、その中から被害者の方が通いやすい、行きやすいところを紹介して、そこで診療を受けるという例が増えていると聞いています。

それは、被害者にとっても身近なところで受けられるので、いいことなのではないかと考えております。提携病院の所在地まで被害者の方が来るのは大変だという方もいらっしゃいますので、協力できる医療機関は確保して行って、また、そこに対する医療従事者への研修も、二次的被害を受けないように進めていきたいと考えております。

提携病院の善意に頼らない方法についても検討していきたいと思っております。今年、国の性犯罪・性暴力の強化の方針も出て、相談体制の充実や潜在化する被害者の対策などいろいろあるので、SARC東京と話し合っています。体制強化に向けて、5年間で何をやっていくかというのを順番に整理していこうということですので、素案の施策としては、この記載にさせていただいて、事業的なことはSARC東京と密に話し合って強化していければと考えております。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

実態はお分かりになっているということで、実際に対応しているSARC東京と相談した上で、ここに書いてあることの実現に向けて努力していくということでございます。

それでは、最後になりましたが、辻内委員からお願いいたします。

(辻内委員)

もう先生方からいろいろご意見が出て、計画素案を見て、私が付け加えることもそれほどないのですけれども、全体を見て、やはり条例ができて施策もいくつか増えてというところで、前まではどれも他の担当の施策ばかりみたいなのところがあったのですけれども、とても充実してきたし、前回の議論なども踏まえて入れていただいているので、私から具体的にこれにどうしていただきみたいな内容はほぼありません。

一つ申し上げるとすれば、例えば居住支援のところですが、37 ページに記載されている転居費用が今年度から始まって、結構要望される方も増えてくる。条例制定時の有識者懇談会で私も申し上げたように、やはり都の中にあっては、被害に遭った後の転居はとても地方などに比べても難しさがあります。例えば、都営住宅の優遇も家族向きでないと駄目で、単身の方は使えません。セーフティネット住宅も調べてみました。セーフティネット住宅のサイトから入って、中野区、犯罪被害者で検索するとたった3件です。高齢者だともっと出てくるのです。というように、本当にこの施策、名前がついているけれども、どこまでどのように、本当に被害者のために役に立っているのかというところが、今後計画を評価していくところの話かもしれないのですけれども、見ていただきたいなと思うところです。

特に転居費用などは、使えた人は何件ということだけではなく、使えなかった人は何で使えなかったのか、何が必要だったのかという見方で、転居費用1つを例に出してみましたけれども、その辺りも見っていく形で、今後の進め方として、検討していただけるとうれしいなと思います。

あと、やはり区市町村で被害者支援の相談員をやっているのは、一生懸命に啓発しているのですけれども、区市町村であれば、区の広報誌くらいが一番効果があるところです。最近、被害者がインターネットでバッシングを受けることがあり、ネットでの二次的な被害というのも結構あるなというところで、SNSやインターネットを使った啓発なども、やはり都の特性を生かして進めていただけるといいと思います。

教育に関する部分については、本当にに入れていただいてありがとうございました。お子さんに対しての支援の難しさは十分に、区市町村にいても分かっているのです、そこが少しでも盛り込めたというのはありがたいと思っています。以上です。

(椎橋座長)

ありがとうございました。皆様方からご意見を頂きましたけれども、さらに言い残したことがあるとかいうことがございましたら、どうぞ。

(飛鳥井委員)

1つだけ、細かいことですが。47 ページの最後の欄の「支援従事者へのメンタルヘルスケアの充実」で、「心理的外傷（二次受傷）」と書いてありますが、この用語は正しいのですけれども、実は

二次的被害と二次受傷というのは、一般の方にとって非常に分かりにくくて、専門家でも時々混乱して間違えることがあります。もう1つ、「代理受傷」という間違えにくい用語があって、警察関係などは大体「代理受傷」という用語を使っています。特に性犯罪被害者を扱うような女性警察官に代理受傷が多いものですから、自分たちのストレス対策ということで取り上げられています。ということで、用語について、二次受傷にするか代理受傷にするか、またちょっとご検討いただければと思います。

(椎橋座長)

ありがとうございました。大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

辻内委員のお話を聞いて思い出しました。

前回のときに飛鳥井委員がおっしゃってくださったような気がするのですが、評価の話も先ほど出ましたけれども、5年後、もしくは中間評価みたいなところで、何らか評価の指標みたいなものを決めて、見ていくよということが文言としても入っていくと、本当はいいのではないかなと思っています。

そのときにできたら、もちろんお金をこれだけ入れたから、これだけの結果が出ましたということもありなのけれども、被害者の方々がどういうふうに変った、条例ができて本当に支援が充実したということを実感できるのかということも含めた満足度であるとか、やはり特に連携強化のところはプロセス評価みたいな形で、担当者の方たちが、連携が促進されたということビフォー・アフターみたいな形で取れるような、そういう質的な調査というか、確認というか、検証ができるといいのではないかなと思っていますので、その辺ご検討いただけたらありがたいなと思います。

(椎橋座長)

その点について、事務局からはいかがですか。

(事務局)

被害者の方や被害者支援団体を対象に、計画を策定する前の年度に実態調査を行っていますので、その指標についても参考にさせていただければと思います。被害者の方にとっては被害状況等を書いてもらうので毎年は厳しいかもしれないですけども、検討できればと思います。

(椎橋座長)

よろしいでしょうか。

本日は大変貴重なご意見をいただきまして、活発な意見交換ができたと思います。どうもありがとうございました。いただいた皆様のご意見を事務局で取りまとめた上、計画素案取りまとめに向けた修正を行っていくということになりますけれども、その修正につきましては座長にご一任いた

だきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(椎橋座長)

ありがとうございます。それでは、皆様方には引き続き、お知恵、お力添えをぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、これで議事を終了したいと思ひます。最後に、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

都庁舎ですけれども、既に閉庁しておりますので、お出口まで職員がご案内いたします。お帰りの準備をしていただきまして、ご案内まで、そのまましばらくお待ちいただければと思ひます。

(椎橋座長)

今後の予定については、よろしいですか。

(事務局)

今後の予定についてです。

椎橋座長からもありましたとおり、本日の議論の内容を基に、関係各局とも調整の上、必要な修正などを行って、11月上旬から1か月程度の間、都民からの意見公募、パブリックコメントの実施を予定しております。また、議事録ですけれども、前回と同様であります。準備ができ次第、委員の皆様にはお送りいたします。発言内容についてご確認いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

また、第3回の日時については、時期が近づきましたら調整させていただきます。1月頃に予定しておりますので、よろしくお願ひします。なお、最終的な計画の策定と公表については、1月下旬の予定になっております。パブリックコメントの結果を踏まえて、計画案として取りまとめさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(椎橋座長)

以上で本日の会議を終了いたします。本日はご出席いただき、本当にありがとうございました。

(以上)